

講習の名称	【選択】男女共同参画社会における教育
講習の概要	男女共同参画社会基本法（1999年）により、学校は、男女共同参画社会の形成に寄与する努力義務を負っています。また、女性活躍推進法（2015年）により、都道府県に、女性管理職の登用・育成が課せられるようになりました。テキスト講読を通して、「男女共同参画社会」における教育に対する理解を深めるとともに、教員のキャリア形成にかかる現状と課題を考えます。男女共同参画社会基本法 10条に基づき、栄養教諭の受講にも意義があります。
担当講師	河野 銀子（地域教育文化学部担当教授）
講習開設日	平成 30 年 8 月 1 日
開設時間	8:50～16:10
開催地	山形県山形市
会場・教室	地域教育文化学部 1 号館 1 階 111 講義室
対象職種	教諭 養護教諭 栄養教諭
主な受講対象者	全教員
受講予定人数	39 人
受講者への連絡事項 （持ち物等）	持ち物：ノート、筆記用具、テキスト テキスト：『女性校長はなぜ増えないのか』（勁草書房） 2,800 円＋税 テキストは、事前に各自で購入の上、講習時にお持ちください。
評価基準	合格基準 ①全時間出席していること ②テストの得点が 60 点以上であること
評価の観点	講習内容を理解し、説明（論述）できるか否か。
その他特記事項	